

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会
「環境モニタリング評価部会」傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付にお越してください。
- (2) 受付の際に、氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って入室してください。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行いますが、傍聴席に限りがありますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。
- (4) 会議資料は、会議当日に県のホームページ上に掲載します（ペーパーレスの取組のため、紙媒体での資料配布はいたしません。）

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと
- ウ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、録画、録音等を行わないこと。ただし、福島県環境モニタリング評価部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が、以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、または緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。